

福岡市障がい者総合支援事業費補助金
(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等に対する
サービス継続支援事業分) 交付要綱

(通 則)

第1条 福岡市障がい者総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)(以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の市内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国が定める令和5年3月2日厚生労働省発障0302第5号の別紙「令和4年度障害者総合支援事業費補助金(追加協議分)交付要綱」(以下、「国庫補助金交付要綱」という。)に基づく、令和4年12月16日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和4年度第二次補正予算分)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)による事業を交付の対象とする。

(補助事業者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定による次の各号のいずれかに該当する者のうち、本市の市税を滞納していない者でなければならない。なお、補助事業者は、公募により募集する。

- (1) 指定障がい福祉サービス事業者
- (2) 指定障がい者支援施設の設置者
- (3) 指定相談支援事業者
- (4) 指定障がい児通所支援事業者
- (5) 指定障がい児入所施設等の設置者
- (6) 指定障がい児相談支援事業者
- (7) 上記以外で市長が特に必要と認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条各項に掲げる国庫補助金交付要綱及び実施要綱によって算定された額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）（以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または補助事業者に対し、当該申請者または当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、事業補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は事業完了後において補助事業者から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助対象経費）

第11条 この要綱により交付された補助金は、第3条に掲げる事業に係る資金に充当するものとする。

（届出）

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業実績報告書により遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第2号及び第3号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を完了したとき。
- (2) 事業を変更したとき。
- (3) 前2号のほか申請内容に変更があったとき。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1号による事業完了の届出を受けた場合は、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか調査確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に事業補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第9条第5号の規定に反して財産の処分を行ったとき。
- (4) 第12条の規定による届出の手続きを怠ったとき。
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査または報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、または報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。